

健保ニュース

2017
NOVEMBER 11

平成28年度 決算のお知らせ

当組合の平成28年度決算について、その概要をお知らせします。

平成28年度 収入支出決算概要表

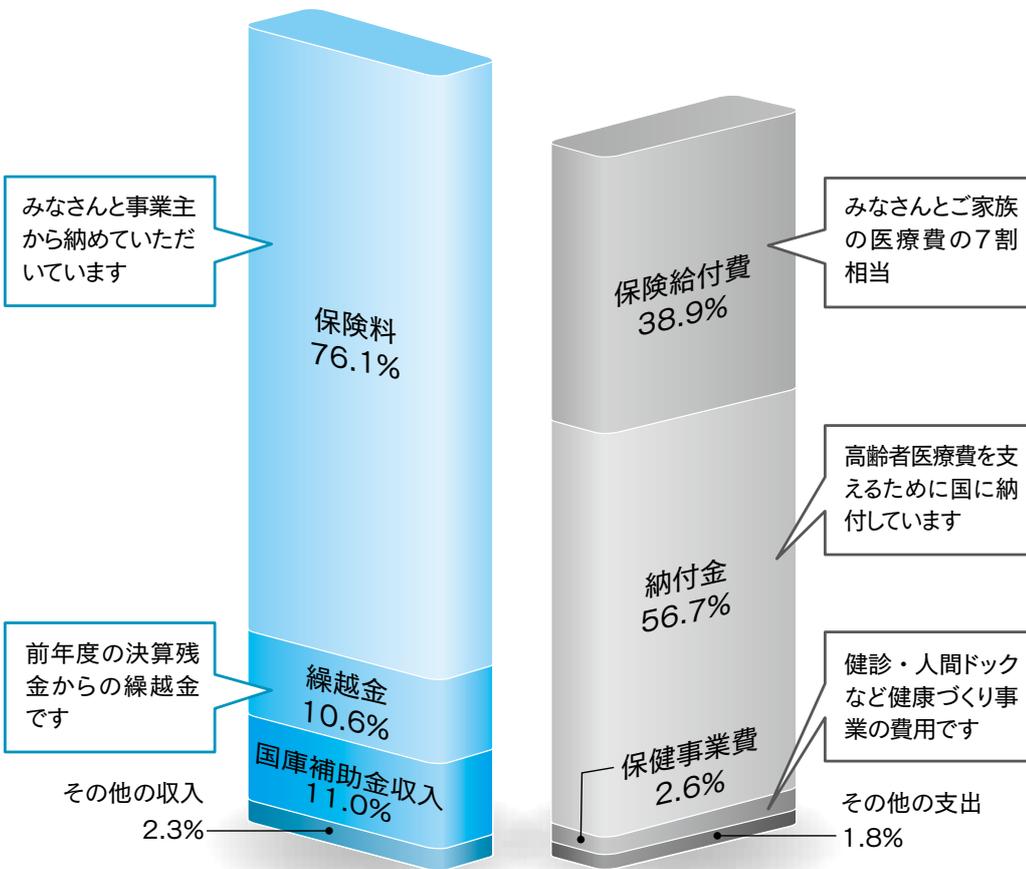
<一般勘定>

収入 48億6千万円

43億3千万円 支出

決算基礎数値等 (一般勘定)

- 被保険者数(年間平均)
8,704人
(男7,804人、女900人)
- 被扶養者数(3月末)
8,026人
- 平均標準報酬月額(年間平均)
317,450円
(男331,525円、女191,774円)
- 総標準賞与額(年間合計)
4,319,080千円
- 平均年齢
41.70歳
(男42.18歳、女37.78歳)
- 一般保険料率
98.9/1000
[事業主 49.45/1000
被保険者 49.45/1000]
- 調整保険料率
1.3/1000
[事業主 0.65/1000
被保険者 0.65/1000]



平成28年度 収入支出決算概要表

<介護勘定>

収入 499,374千円

支出 458,608千円

決算基礎数値等 (介護勘定)

- 介護保険第2号被保険者数(年間平均)
7,162人

科目	決算割合
介護保険収入	98.1%
繰越金	1.7%
一般勘定受入	0.2%

科目	決算割合
介護納付金	99.8%
一般勘定繰入	0.2%

特定健診・保健指導の実施状況

当健保組合では、みなさんの病気予防に重点をおき、特定健診・保健指導を実施しています。
平成 28 年度の実施状況をご報告します

健診に来てね



特定健診

40 歳～74 歳の被保険者・被扶養者を対象に実施
… 5,627 人

特定保健指導

対象者のうち主に希望者に実施
… 動機付け支援 1 人 … 積極的支援 13 人

被扶養者のみなさん、特定健診を受診してください！

1 健診はみなさんの健康を救う！

生活習慣病は自覚症状のないまま進行し、重症化します。症状が出てから治療し始めても、元の健康な状態には戻らないこともあります。

健康を維持するためには、毎年健診を受けて病気の芽を早期に発見することが大切です。

毎年継続して受けることで、
健診の精度も高くなります



2 健診を受けることは健保組合を救う！



健保組合はみなさんから集めた
保険料で運営されています

高齢化による生活習慣病の増加などにより、みなさんの医療費等に
あてる保険給付費が増えていきます。生活習慣病は、初期の段階では生活
習慣の改善だけでも回復が見込めますが、進行とともに通院や投薬が増え、
手術・入院と進むとさらに医療費がかかるようになってしまいます。

また、特定健診・特定保健指導の実施状況によって、健保組合が高
齢者医療制度に拠出する納付金額が増減するしくみがあり、健保組合では
受診率・実施率の向上をめざしています。しかし、被扶養者の受診率が
低い傾向にあり、課題となっています。

健診を受けて早期発見・早期改善に努めてください。

保険給付費が増えると保険料
が上がることになるかも



育児や介護を優先してしまい自分の
健診を受けそびれてしまいます…

病気になってしまったら育児や介護も
思うようにできなくなってしまいます。
ご自分の健康管理も大切です。



健診申し込みの手続きがめんどうで…

病気になってしまい、検査や治療のために医療機関
に通ったり、薬局に行ったりするほうがめんどうで
はないですか？

健保組合からの健診のご案内をぜひご確認ください。



受診券を送付します

今年度の特定健診をまだ受診されていないご家族の方は、各支店・営業所の
総務担当者を通じて「特定健康診査受診券発行申請書」を当健保組合にお送
りください。受診券を送付します。

インフルエンザを予防しましょう!

インフルエンザが流行する季節が近づいています。今年も当健保組合では、インフルエンザ予防接種の費用補助を行います。

【平成 28 年度の実施状況】

●インフルエンザ予防接種

被保険者に対し、2000 円の費用補助
1,755 人 (前年度比 41 人増)



インフルエンザ予防接種の 費用補助をご利用ください

平成29年10月～
平成30年1月31日

- 対象者：被保険者のみ
- 補助額：2,000 円 (1 回分のみ)
- 申請方法：事前申請は必要ありません。医療機関で接種した後、各支店・営業所の総務担当者を通じて「インフルエンザ予防接種補助金申請書」と領収書 (原本) を当健保組合にお送りください。申請書は、当健保組合のホームページの「申請書ダウンロード」から印刷できます。

Check

あなたは大丈夫?

こんなことが当てはまったら注意!

- インフルエンザ予防接種は流行してから受ける。
- インフルエンザ予防接種を受けても、発症を 100% 防げるわけではないので受けない。
- 昨年インフルエンザ予防接種を受けたので、今年 は受けないうもりだ。

インフルエンザを予防する 生活習慣

●手洗い・うがいを習慣にする

●流行時の繁華街・人混み への外出を控える

●規則正しい生活習慣で 免疫力を高める

…十分な睡眠、栄養バランスのよい食生活、ウォーキングなどの適度な運動、ストレスをためすぎない など



予防接種は、 感染ではなく発症を抑えます

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することで発症します。感染とは、ウイルスが鼻や口の粘膜から体に入って増殖することをいいますが、ワクチンには感染そのものを完全に抑える働きはありません。ワクチンを接種すると、体内にウイルスを排除する抗体ができ、同じウイルスが入ってきたときに攻撃することで発症や重症化を抑えます。

予防接種を受けても絶対にインフルエンザにかからないわけではありません。予防接種に加え、日ごろから右のようなことに気をつけておきましょう。



重症化リスクを軽減します

インフルエンザを発症すると、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などが現れ、あわせて、のどの痛みやせき、鼻水などの症状が出ます。通常は 1 週間程度で治まりますが、まれに小さな子どもでは脳炎・脳症を、高齢者や免疫力の低下している人では肺炎などを併発し、重症化することがあります。

ワクチンは、インフルエンザの重症化や死亡リスクを軽減する効果が認められています。ワクチンを接種した高齢者は、死亡の危険が 1/5 に、入院の危険が 1/3 から 1/2 に減少するといわれています。

医療費控除に医療費通知が使えるようになります

税制改正により、平成 29 年分の確定申告から、医療費控除の申告手続きが、従来の領収書を添付する方式から、医療費等の明細書を添付する方式に変わりました。

健保組合が発行する医療費通知を医療費の明細書として使えるようになり、また医療費通知記載分の領収書の保管が不要になります。



→主な変更点	添付書類	医療費通知の使用	領収書の 5 年間の 保管義務
従 来	領収書	×	あり
平成 29 年分の確定申告から	明細書 ^{※1}	○	なし ^{※2}

※1 平成 31 年分の確定申告までは経過措置として従来の領収書による申告も可能です。

※2 医療費通知に記載のない医療費等で、ご自身で領収書に基づき明細書を作成した分の領収書については 5 年間の保管が必要です。

そもそも医療費控除って何？

1 月～12 月までの 1 年間に医療機関等で自己負担した医療費が 10 万円[※]を超えたとき、税務署に申告することで、超過分が課税所得額から控除され税金が還付される制度です。なお、医療費控除など還付申告のみの場合は、翌年 1 月から申告できます。

$$\text{医療費控除額 (上限 200 万円)} = \text{1 年間の医療費の自己負担額} - \text{保険金等で補てんされる額} - \text{10 万円}^{\text{※}}$$

※総所得金額等が 200 万円未満の人は、総所得金額等の 5 %

●医療費控除の対象となる医療費の例（生計を同じくする家族分も合算できます）

医療機関に支払った治療費、医薬品代、入院時食事療養や生活療養にかかる本人負担額、通院費用、妊婦健診・出産費用、治療のための鍼灸・マッサージ・柔道整復師の費用、介護保険制度に基づく一定の施設および住宅サービス費用 など

確定申告に「医療費通知」を使う場合の注意

医療費通知の原本を添付してください

医療費通知を医療費の明細書として添付する場合は、原本を添付する必要があります。医療費通知を受け取ったら、紛失しないように大切に保管してください。

医療費通知に反映されない医療費があります

市販薬の購入費用や自費診療分の医療費のほか、医療機関からの請求遅れ分、発行月の関係で医療費通知に反映できない医療費があります。医療費通知に記載のない医療費等については、領収書に基づき明細書を作成して申告書に添付します[※]。

※この場合、領収書を 5 年間保管する必要があります。

負担額が異なる場合は訂正してください

公費による助成等があり、自己負担額が医療費通知に記載されている額と異なる場合は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。

●実際の負担額が異なる場合の例

公費負担医療、自治体の医療費助成、減額査定、未収金、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費、生命保険の給付金 など

従来の医療費控除に該当しない人にも
節税のチャンスが拡大！

セルフメディケーション税制がスタート



平成 29 年 1 月以降に薬局等で購入したスイッチ OTC 医薬品の年間購入額が 1 万 2 千円を超えた場合に、税務署に申告することで超過分の所得控除を受けられます（平成 29 年から 33 年までの特例）。従来の医療費控除と併用することはできませんが、これまで医療費の自己負担が 10 万円を超えず医療費控除に該当しなかった人にも税金を還付する制度が広がりました。

$$\text{セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (上限 8 万 8 千円)} = \text{1 年間の購入額} - \text{1 万 2 千円}$$

(注) セルフメディケーション税制を利用するには一定の要件（特定健診や予防接種などを受け健康維持に努めていること）があります。

対象となる医薬品等の詳しい情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>